- 4 大雪対策マニュアル

大雪対策マニュアル

1 体制

(1) 災害対策本部の設置検討

市の区域内において、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、応急対策を実施する必要があると認めたときは、市は災害対策本部の設置を検討する。

災対本部を設置したときは、直ちに各対策部長から、各班員に通知する。

(2) 警戒体制会議の設置(災害対策本部設置までに至らない場合)

大雪ではあるが、災害対策本部の設置までに至らない場合、内部組織として警戒体制会議を設置し、 雪害に対処する。

災害警戒体制会議(代表:副市長)

総務部長、危機管理監、企画政策部長、産業振興部長、財政部長、環境市民部長、福祉部長、健康 推進部長、建設部長、水道部長、学校教育部長、社会教育部長、厚田支所長、浜益支所長、石狩消 防署長

2 配備体制及び職員の動員

職員の配備体制は、「情報収集」、「第1配備」、「第2配備」、「第3配備」の体制とする。 職員の動員は災害対策連絡系統図に基づき行うことする。

- (1)情報収集体制 暴風雪・大雪警報等の発表や、気象に関する情報を受けたとき。
 - ・大雪注意報 30cm以上(12時間で)
 - ・大 雪 警 報 50cm以上 (12時間で)
- (2)第1配備 暴風雪・大雪警報が発表され、局地的に災害の発生が予想されるとき。
- (3)第2配備 広域にわたる災害の発生、又は被害が甚大であると予想されるとき
- (4)第3配備 広域にわたる災害の発生又は被害が甚大であると予想される場合で、自衛隊に対す る災害派遣要請を必要とするとき。

3 情報収集

下記の事項について、所管課で情報収集した上で、災害対策本部 (警戒体制会議)及び各関係機関 に情報を提供することとする。

項目	担当部課	連絡先		
気象情報		札幌管区気象台予報課 TEL 011-611-0170		
停電の状況	 総務部危機管理課	北海道電力ネットワーク株式会社		
	総物即心機自注味	札幌北ネットワークセンター		
		TEL 011-772-7101		
道路交通情報		北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所		
		TEL 011-854-6111		
	建設総務課	北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所		
		TEL 0125-22-4147		
		北海道札幌建設管理部当別出張所		
		TEL 0133-23-2220		
公共交通機関の運行状況	企画課交通担当	北海道中央バス株式会社石狩営業所		
(北海道中央バス株式会社)	正四际又远过日	TEL 0133-74-2325		
ごみの収集状況	環境市民部ごみ・ リサイクル課	ごみ収集委託業者		
	学校教育部総務企			
学校の除雪・臨時休校	字校教育部総務正 画課	各学校		
公共施設の除雪・運営状況	各施設管理者	各施設		

- 4 職員の出動状況及び公共施設の除雪状況の把握
- (1)本庁舎及び出先機関の職員の出動状況の把握
 - ・本庁舎職員の応援出動可能職員の把握

5 道路除雪

- (1) 市道のうち特に交通確保を必要とする主要道路について実施する。
 - ・幹線市道、バス路線、細街路、通学路
 - ・除雪作業の支障となる「放置車両」を排除する。
- (2)国道、道道については、道路管理者へ除雪要請を行う。
 - ·国道:札幌開発建設部札幌道路事務所(TEL 011-854-6111) 札幌開発建設部札幌道路事務所当別分庁舎(TEL 0133-23-2074)

札幌開発建設部滝川道路事務所 (TEL 0125-22-4147)

- ・道道:札幌建設管理部当別出張所(TEL 0133-23-2220)
- 6 その他施設の除雪
- (1)消火栓、防火水槽(消防活動を考慮)
- (2)公共施設
- (3)市営住宅
- 7 災害時要援護者対策(高齢者、独居老人、障がい者宅) 高齢者、障がい者の安否確認及び必要に応じた除雪作業を行う。
- 8 市民への呼びかけ

報道機関及び町内会(自主防災組織)を通し、落雪注意、暖房設備、灯油タンク、煙突の点検を呼びかける。

- 9 他の機関への応援要請
 - ・自衛隊災害派遣要請

災害対策基本法第68条の2及び自衛隊法83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。 自衛隊の派遣については、石狩市地域防災計画の 共通編 第4章 第3節 第2項「自衛隊に対する災 害派遣要請」による。

10 除雪対策

通常の予算を超えることが予想される場合、予備費の充当等で対応する。

配備体制フロー

【非常配備体制基準】

非常能 循 体利基準 》						
雪害						
種別	配備時期	活動内容	配備要員			
情報収集体制	暴風雪・大雪警報等の発	気象情報等の収集	災対本部	現地災対本部		
	表や、気象に関する情報	第1配備体制への	総務部危機管理	《地域対策部》		
	を受けたとき	移行準備	課、《建設対策》	厚田消防支署当		
	その他警戒体制会議で		部》	務職員		
	必要と認めたとき		応急対策班 - 乙烷消除器 半路	浜益消防支署当		
			石狩消防署当務 職員	務職員		
			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
			その他関係施			
			設の管理所管			
第 1 配備	暴風雪・大雪警報等の発		災対本部	現地災対本部		
	表され、局地的に災害が	情報の収集及び伝	《総務対策部》	《地域対策部》		
	発生し、又は発生のおそ	達	総務班、情報収			
	れがあるとき	被災地または被災	集班	《生活対策部》		
	その他市長が必要と認	予想地区への警戒	《避難対策部》			
	めたとき	巡視	避難支援班、避	《教育対策部》		
		防災関係機関との	難所班			
		連絡調整	《建設対策部》			
		初期の災害対策活	応急対策班			
		動	《教育対策部》			
		災対本部体制への 移行準備	施設班、幼保学			
		1911年1年	校班			
			 《石狩消防署》			
			当務職員等			
第2配備	広域にわたる災害の発		全職員			
>1- HO 113	生、又は被害が甚大であ	全職員が総力を挙	ᅩᄱᆽ			
	ると予想されるとき	げて応急活動に対	 《石狩消防署》			
	その他市長が必要と認	処する体制	《日初/月初音》 全石狩消防署暗	{ 昌		
	めたとき		그 다 기가 (하기 급 색	N 25.		
第3配備	広域にわたる災害の発	災対本部設置	全職員			
	生又は被害が甚大であ	全職員が総力を挙				
	ると予想される場合で、	げて応急活動に対	《石狩消防署》			
	自衛隊に対する災害派	処する体制	全石狩消防署職員			
	遣要請を必要とすると	避難所担当職員は				
	きるの他主見が必要と初	各収容避難所に直				
	その他市長が必要と認り めたとき	接参集				
	めんてら					